

伏見南小学校いじめ対策アクションプラン

なかまと支え合い思いやりのある子を育てる

1. いじめの定義

「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

2. 伏見南小学校のいじめに対する基本的な考え方

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識に立ち対応する
- (2) 「どの学級でもどの子どもにも起こり得る」という危機感をもつ
- (3) 早期発見に努め、迅速に適切な対応をするとともに、被害者保護の視点をもつ
- (4) 組織的に対応し、保護者や地域、教育委員会と適切な連携を図る
- (5) いじめを許さない環境づくりを行う

3. 子どもの命や心を守る環境づくり

- 人権教育、道徳教育、仲間づくりに視点をおいた教育活動
- いじめを起こさない学級集団づくり
- 学年通信・学校だより・人権参観などにより保護者やPTA への啓発活動の充実
- 運営委員会によるあいさつ運動。「ニコちゃんイレブン」

4. 早期発見と適切な対応

- いじめに関する生活アンケートの実施とその検討
- 定期的な職員会議・学年会議等によるいじめの問題の情報共有
- 教職員の日常的な情報交換や、家庭訪問や・学級懇談会からの情報収集

5. 関係機関や地域との連携

- 教育委員会や警察との連携
 - ・学校支援コーディネータなどによる指導助言
 - ・「学校と警察との連絡制度」の有効な活用、生活安全教室の開催
- こども家庭相談センター・子育て相談課との連携
 - ・いじめに関わる子どもたちの家庭への支援に向けた連携
- 地域の連携・協力によるいじめ問題の支援活動や情報収集の推進
 - ・少年指導協議会や地域教育協議会・民生児童委員等の地域人材などとの連携